

牛久市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室

3. 出席者

農業委員（13名）

会 長 13番 山越 康義

委 員	1番 吉田 功	2番 川村 隆一	3番 飯田 光夫
	4番 坪井 隆典	5番 村松 昇平	6番 澤田 臣男
	7番 平沢 克人	8番 山越 隼人	9番 花島 常雄
	10番 塚崎 光子	11番 藤田 文男	12番 中山 みつい

農地利用最適化推進委員（5名）

委 員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局（2名）

事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 なし

5. 議 案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第2号	現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について
議案第3号	非農地通知について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

6. 会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告であります。在任委員13名中、出席委員13名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	それでは、議事録署名者に、11番、藤田文男委員、12番、中山みつゐ委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、近藤事務局長補佐、書記として横川主任です。 それでは議事に入ります。 議案第1号から第4号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、柏田町字下柏田1265番地、畑、2,353㎡ですが、申請者は農業規模拡大のため農地を譲り受けるものです。世帯の営農状況は、龍ヶ崎市及び千葉県市原市、我孫子市、香取市において、田10,163.37㎡、畑18,610.24㎡、合計28,773.61㎡を耕作しており、耕作証明書も添付されております。農業従事者は2名で、年間農業従事日数は200日です。農地取得の権利は有しております。 第2項、城中町字一本榎1919番4、外1筆、畑、計595㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のため農地を譲り受けるものです。世帯の営農状況は、自作地として田7,522㎡、畑32,429㎡、借入地として畑84,023㎡、合計123,974㎡耕作しており、農業従事者は5名で年間農業従事日数は300日です。農地取得の権利は有しております。 第3項、新地町字乱堂前105番、畑、507㎡ですが、申請者は農業経営規模拡大のために農地を譲り受けるものです。世帯の営農状況は、田7,960㎡、畑6,306㎡、計14,266㎡を耕作しており、農業従事者は2名で年間農業従事日数は200日です。農地取得の権利は有しております。以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

山越（隼）委員 令和6年6月3日、現況確認調査を、花島委員、平沢委員、榎本局長、山岡主任と私で行いました。現地写真をご覧ください。

議案第1号第1項ですが、一部遊休農地化しておりますが、草刈り後耕起することで、耕作可能な農地であることをご報告いたします。

議案第1号第2項ですが、申請のあった2筆の農地のうち1筆は適正に管理されており、もう1筆については遊休農地化しておりますが、草刈り後耕起することで、耕作可能な農地であることをご報告いたします。

議案第1号第3項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第1号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号の現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。

県の事務処理要領では、原則として農業委員3名以上と事務局職員により現地確認、もしくは航空写真等による確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについて、農業委員会総会で、議決し、証明の交付をすることとなっております。

第1項、新地町字猪穴台622番24、畑、1,036㎡ですが、申請者から非農地証明願いが提出された案件です。地目は台帳上では畑となっておりますが、添付の写真では、25年以上前より耕作されていないことがうかがえます。

第2項、女化町352外4筆、畑、計6,008㎡ですが、申請者から非農地証明願いが提出された案件です。地目は台帳上では畑となっておりますが、添付の写真では、25年以上前より耕作されていないことがうかがえます。以上です。

会 長 現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

山越（隼）委員 議案第2号第1項ですが、現在より25年前、平成11年当時の国土地理院の航空写真から見ても、すでに森林の様相を呈しており、現況は傾斜地の山林であることから、証明する

ことについて問題はないと思います。

議案第2号第2項ですが、現在より25年前、平成11年当時の国土地理院の航空写真から見ても、すでに森林の様相を呈していることが確認できますので、証明することについて問題はないと思います。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第2号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 全員異議なしと認め、議案第2号は、証明することに決定いたします。
つづきまして、議案第3号、非農地通知について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、非農地通知についてです。

農業委員会は、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「すでに森林の様相を呈するなど、農地に復元することが著しく困難」、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる」などの再生利用が困難な農地と判断した農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外し、通知することとされています。昨年度の調査で再生利用が困難と判断した農地のうち、畑1筆251㎡について、総会で議決が得られれば非農地とし農地台帳から除外し、非農地通知を発出するものです。

事務局 (現況について説明)

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第3号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
つづきまして、議案第4号の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、牛久市長より提出された、農用地利用集積等促進計画の案に対し、農業委員会が答申する意見について審議するものです。資料を1ページめくってください。まず、新規のものといたしまして、令和6年度第3回 農用地利用集積等 促進計画案 集計表（農地中間管理事業）（新規）をご覧ください。賃貸借権設定、期間10年以上が、田：1件、2,570㎡、使用貸借権設定、期間10年以上が、田：3件、3,643㎡、畑：2件、3,869㎡、合計、田：4件、6,213㎡、畑：2件、3,869㎡に権利を設定する内容となっております。筆ごとの詳細については次ページの通りとなります。
続いて、もう1枚めくっていただきまして、再転貸に関するものです。上の表の中段をご覧ください。使用貸借権設定のものについて、権利の設定期間3年から10年未満のものが、畑、1件、3,530㎡、となります。詳細は次ページのとおりとなります。以上です。

会 長 以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員 特にありません。

会 長 意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同 なし。

会 長 質疑はございませんか。議案第4号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同 異議なし。

会 長 異議なし全員賛成と認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に報告事項です。農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第6条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。